

情報公開制度とは

情報公開制度とは

市民の皆さんの求めに応じて、広域連合が保有する公文書を公開する制度です。

請求ができる人

誰でも請求することができます。

対象となる公文書

実施期間の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有している公文書が対象となります。ただし、一般に入手できるものや、一般の閲覧に供されているものなど、対象公文書から除外されるものもあります。

実施機関

広域連合長、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び議会です。

請求の方法

「公文書開示請求書（本広域連合ホームページの TOP に様式あり。）」に所定の事項（住所、氏名、必要とする公文書の件名など）を記入の上、鈴鹿亀山地区広域連合総務課に提出してください。

請求は、窓口又は郵送等にて提出することができます。

費用の負担

閲覧は無料です。

写しの交付などを希望する場合は、費用がかかります（例：複写機による写し1枚（A3判以内の大きさ）につき白黒10円、カラー40円）。

開示できない情報

法令等の規定により公開できない情報があります。

詳しくは、鈴鹿亀山地区広域連合情報公開条例第7条を御確認ください。

決定に不服があるとき

決定に不服があるときは、広域連合長等に対して不服申立てができます。